

令和7年度 京都市はぐくみ推進審議会 第1回幼保推進部会  
会議録

日 時	令和8年2月3日（火）18：00～20：40
場 所	京都経済センター 3-F
出席者	伊佐貴美子委員、和泉景子委員、内海日出子委員、川北典子委員（部会長）、杉本五十洋委員、富田宏子委員、中野浩子委員、藤本明弘委員、丸橋泰子委員、矢島里美委員、山田恵子委員、吉田正幸委員（50音順）
欠席者	山羽 学天委員（50音順）
次 第	<議 題> 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について 2 保育提供体制確保のための実施計画について 3 京北地域保育所の今後の在り方について 4 認定こども園等における利用調整について

事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから、京都市はぐくみ推進審議会 令和7年度第1回幼保推進部会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の司会を務めさせていただきます、京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室幼保企画課長の増元と申します。</p> <p>本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>本日、和泉委員、中野委員、吉田委員におかれましては、ZOOMを活用してのオンライン参加をいただいております。</p> <p>なお、まだ御到着されていない杉本委員、丸橋委員、山羽委員におかれましては、御出席のお返事をいただいておりますので、おそらく遅れて御参加いただけるものと思います。</p> <p>また、御不在の中ではありますが、委員の交代がございまして、公益社団法人京都市立幼稚園協会からの委員として、前回まで升光泰雄委員に御出席いただいておりますが、今回から、山羽学天委員に御参加いただくこととなりましたので、御紹介させていただきます。</p> <p>まず初めに、部会の成立についてでございます。</p> <p>「京都市はぐくみ推進審議会条例施行規則」第4条第3項におきまして、部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日はまだ到着されていない方を除いても、13名中10名の方に御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、幼保総合支援室長の金井塚から、御挨拶申し上げます。</p>
金井塚室長	<p>&lt;開会あいさつ&gt;</p>
事務局	<p>次に、本日の資料についてでございます。事前に共有をさせていただいておりましたが、席上に同じものを配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。また、今週月曜日までにいただ</p>

川北部会長	<p>いた御意見につきましても併せて席上に配付しておりますので御確認ください。</p> <p>それでは本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、川北部会長にお願いしたいと思います。川北部会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、以後、わたくしの方で進行させていただきます。</p> <p>本日は、お手元にお配りしております次第に記載のとおり、4つの議題を予定しております。</p> <p>限られた時間の中でできる限り多くの御意見をいただくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、1つ目の議題の「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;資料1を用いて説明&gt;</p>
川北部会長	<p>それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。</p>
矢島委員	<p>私どもの園でも、この制度を実施させていただいているところですが、資料1－9の下段の囲まれている部分に、「円滑な移行を支援していく」と書かれています。具体的にどういった方法で移行を支援されるのかお伺ひしたいです。</p> <p>また、今、こども誰でも通園制度を利用されている方には、利用調整の際に1ポイントの加算があると思いますが、この1ポイントの加算が、「円滑な移行を支援していく」ということに当たるのか、お聞かせください。</p>
事務局	<p>円滑な移行の具体的な方法ですが、例えば幼稚園ですと3歳児以上のお子さんの受け入れをしていただいている園は多数ございますし、認定こども園につきましても、例えばこども誰でも通園制度を利用されている保護者の方が就労されるといった場合、要件を満たす方であれば、利用調整のうえ入園いただくといった、通常の利用の枠組みがあ</p>

<p>富田委員</p>	<p>る中で、希望される方は継続して施設を御利用いただくことが可能となっています。</p> <p>また、利用者に対する、利用調整におけるポイント加点については、「マイ保育園・こども園」の登録者に対して加点を行っているものであり、こども誰でも通園制度の利用者については、ポイント加算はしておりません。</p> <p>利用者の方の意見が気になっており、例えば月の利用時間数が10時間で足りているのでしょうか。0歳から2歳児の場合、お母さんと離れて泣いているうちに、すぐに利用時間の制限が到来してしまいます。1回の利用が3時間であれば、3時間を3回と1時間を1回利用されるかという運用となることが想定されますが、保護者としては、もう少し長い時間使いたいと感じるのではないかと思います。</p> <p>一方、保育現場では、こども誰でも通園制度の利用者の受入に伴い、通常の保育実施の場合に加え、保育士が追加で1人必要となるという現状があると思います。</p> <p>そうした利用者や現場の声を聞くことはできないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>保護者の方や保育現場からの御意見ということですが、保護者の方については、任意でアンケートに回答いただいており、現在70件弱の回答をいただいています。回答においては、「非常によい制度である」ということで、5段階評価中、4や5を付けていただいた方が大半です。</p> <p>3時間等の短時間の利用の場合、利用時間中ずっと泣いて過ごされるお子さんが多いのではないかというお話をいただきましたが、制度を利用し始めた当初は、そういった形で、泣いて過ごされるお子さんもいらっしゃるようですが、継続的に利用いただく中で、保育士さんとの関係ができ、利用される園の場に慣れて、楽しく過ごせるようになるお子さんもおられるというお話も聞いています。</p> <p>ただ、利用時間が月当たり10時間である点について、短いという御意見もいただいており、具体的にどれぐらい使えたらいいですかということで、アンケートの回答では、平均して18時間ぐらい使いたいという方が一番多く、一方で、10時間で十分ですという方も多数おられるような状況です。</p> <p>先ほどおっしゃっておられた、例えば3時間3回分プラス1時間で、合計10時間になり、継続的な利用をしていく中では中途半端な</p>

	<p>時間になってしまうということもあり、できれば週1回、1箇月継続的に利用しやすい時間数が欲しいというような御意見も多いと認識しています。</p> <p>また、一部の受入施設から、やはり現場の御負担があるという御意見もいただいている。通常保育で毎日来られているお子さんではないお子さんを、十分配慮いただいて受け入れていただいているところであり、御負担である一方で、これまで関係性がなかったお子さんを新たに受け入れていただくことで、通常保育の要件を満たさない専業主婦の方であったり、育休中の方等、身の回りに子育てを代わってもらえないような利用者の方や、身近に近い年齢のお子さんがいらっしやらない方が、園を通じて新たな居場所を見つけられることについては、非常によかったという御意見もいただいています。</p> <p>そうした受入施設における負担については、やはり委託単価等の十分な財政措置が必要ですので、これまでから国に要望し、改善されているところです。今後も本制度の実施状況を把握しながら、国の方へ必要な要望を行っていきます。</p>
吉田委員	<p>量の見込みや確保方策といった点については、中間見直しの際に見直しを行うしかないと思うが、いくつかお聞きしたい。</p> <p>1点目は、余裕活用型と一般型の施設の対応状況はどうなっているのか、ということ。</p> <p>2点目は、利用に当たって曜日や時間を固定する定期利用と、好きなときに利用する自由利用がありますが、利用状況はどうなっているか、ということ。</p> <p>3点目は、条例で認可基準、確認基準を設けており、仕組み上、認可外保育施設の参入は可能ですが、京都市の場合、認可外保育施設の扱いはどうなっているか、ということ。</p> <p>4点目は、京都市が導入しているスマート申請と、国の総合支援システムが同一のものか、あるいは独自のシステムであるのか、ということ。</p> <p>以上4点について、お伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、余裕活用型と一般型、それぞれの施設数ですが、手元に具体的な数は持ち合わせていませんが、基本的には一般型の方が多い傾向です。</p> <p>また、定期利用と自由利用という利用方法の違いについて、各施設</p>

が総合支援システム上任意に設定できますので、現状、具体的な数は把握していませんが、施設等から状況をお聞きしているところでは、定期利用の施設の方が多いと考えています。

3点目の認可外保育施設の取扱いですが、児童福祉法に基づく認可基準上は、施設が認可外か認可を受けているかに関わらず、乳児等通園支援事業としての認可基準を満たしていれば、認可の対象となります。

令和7年度までは、幼稚園・保育園等の既存の認可施設の中から、乳児等通園支援事業の認可基準を満たす施設と京都市が委託契約を締結し、事業を実施いただく形を取っています。

一方で、令和8年度からは、基本的に認可基準を満たしている限りは、認可をする必要がある制度となりますので、来年度に向けて新たな施設の募集を行う中では、認可外保育施設からの申請があれば、基準に沿って審査を進めていくこととなります。

最後に、スマート申請については、本市が独自に導入しているものであり、国の総合支援システムと2つのシステムが併存している状況です。

総合支援システムには、利用者の方から申込みをいただいたり、利用者認定をするという仕組みがないため、別途、京都市の方でスマート申請の枠組みで利用者からの申請を受け付けたうえで、認定した方を、京都市において総合支援システムにデータ登録するという形で運用しています。

令和7年度からは、総合支援システム上にも認定の仕組みが新たに追加されたものの、機能的に不十分な部分があり、引き続き、スマート申請の方で申請いただいたうえで、それを総合支援システムに登録するという運用を続けていくことを予定しています。

藤本委員

最初の富田委員の御質問はとても大事な視点で、京都市の回答もそのとおりだと思って聞いていました。幼稚園であろうが保育施設であろうが、こども誰でも通園はすごく大事な制度だなという認識をしています。

以前の部会で吉田委員が教えてくださって、これは保護者側の就労とか介護の事情による一時保育ではなく、子どもの育ちのための制度であり、この制度が広まっていくことは喜ばしいと思います。

自園もそうですが、他の実施園も「実施してよかった」という感想を持っています。

事務局	<p>ただ、制度としては不完全な部分もあり、そうした面については、実施していく中で、現場の声を聴き、課題を更に深掘りしていかなければならないと考えています。子どもの育ちのためには、心理的な安定がないといけません、そのためには、安定した環境を施設で維持し、その中で各先生とお子さんの関係性が安定し、子どもの情緒の安定につながるものです。</p> <p>どのように制度を作り込んでいけば、趣旨に沿った理想の制度により近づけられるかはこれからの課題だと思うので、目を向けていただきたいと思います。</p> <p>それから、利用している保護者からは、システムへの登録が複雑で手間が掛かる、また、育児中の保護者たちからは、直接園で把握している個人情報があるのに、個別に詳細な個人情報をシステムに入力するのではなく、園で集約してもらったらいいいのではないかと、という御意見もお聞きしている。</p> <p>園でシステムを確認する事務担当者からも使い勝手がよくないという声を聴いているので、その点を知っておいていただきたいです。</p> <p>最後に、いわゆる親子登園事業について、今後京都市ではどういう方向で考えていかれるのか、現状の検討状況を教えてください。</p> <p>子どもの育ちという観点で御意見をいただきましたが、おっしゃるとおり、この制度の根幹に関わる大事な観点であるため、現場をお伺いしながら、実施状況や様々な御意見を踏まえ、改善すべき点等を国に要望として上げていくということが必要と考えています。令和8年度からの本格実施後も、現場に足を運んで御意見をお伺いしたり、実施状況を見させていただいたりすることは継続していきたいと考えています。</p> <p>また、システムについて、国の総合支援システムは改善を要するシステムだと認識しており、本市からも再三改善要望している状況です。引き続き、利用者の方にとって、わかりやすい仕組みにして欲しいということで、要望をしていきたいと思っています。スマート申請との併用により、個人情報の入力等お願いする部分は生じますが、一方で、区役所・支所の窓口に行かずに申請ができるということで、好意的に捉える御意見もいただいているため、双方の御意見を参考にしながら、子育て中でもより申請しやすいような仕組みを考えていきたいと思っています。</p> <p>それから、親子登園について状況をお尋ねいただきましたが、国か</p>
-----	--

	<p>らは、令和8年度に向け考え方の変更が示されてる状況ではなく、親子登園を条件にしてこども誰でも通園を実施することはできない、という考え方について、特段変更はありません。もともと、親子登園については、例えば利用し始めた当初に円滑に園に慣れていけるよう、保護者の方と一緒に来ていただき、徐々に子どもだけで過ごす時間を増やすといった活用方法もあると示されています。各園において、園の実情に応じて、個々の子どもの育ちという観点で、必要に応じて採り入れていただき、京都市としても、引き続き現行の形で親子登園を採り入れていただきたいと考えています。</p>
<p>中野委員</p>	<p>こども誰でも通園制度は、こどもの育ちにとってとてもいい制度ですが、登録している方が900人を超えているところ、利用者が4割にとどまっており、6割の方がなぜ利用されないのかが気になります。保護者都合で利用しない方もいらっしゃると思いますが、例えばシステムの操作が難しく諦めた方はいないのかなど、利用者数増につながる分析をしていただきたいと思います。</p> <p>また、令和8年度中に休止となっている施設がどういった状況なのか教えていただきたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>登録したが利用されていない方の分析について、現状、具体的に利用いただけてない理由までは把握できていない状況ですが、考えられる理由としては、例えば一時預かり的な利用を想定され、必要なときに使いたいということととりあえず登録されるというケースや、登録してみたが、システム上利用できる施設を探したところ近隣に使える施設がなかった、といった理由があると考えています。</p> <p>仮に一時預かり的な利用を考えておられるということであれば、制度趣旨に沿って、子どもの育ちの観点から、定期的な利用が望ましいという勧奨が必要と考えていますので、今後の広報等においてはそういった点も強調していきたいと思います。</p> <p>また、近隣に利用できる施設がないという点については、今後より身近な地域で御利用いただけるような形での提供体制の確保が必要と考えているので、認可の申請の方を引き続き受けしていきたいと考えています。</p> <p>休止中の施設については、こども誰でも通園を常に実施するという事で合意をいただき、申請をいただいているところではありますが、実際には、余裕活用型であれば、年度途中に通常保育の枠が埋まるこ</p>

	<p>とで休止される場合があります、また一般型においても、職員の休職等で通常保育の体制に影響が出るとのことで、こども誰でも通園制度の受入枠をやむを得ず解放できなくなる場合もあります。こういった場合でも、令和8年4月に向けては、改めて実施いただける場合には、再開いただくことをお願いしています。</p>
和泉委員	<p>中野委員からもお話がありましたが、900人の登録者に対し、利用者が4割程度にとどまっている点については私も気になります。</p> <p>利用者向けに示されているシステムの利用手引きについて、京都市情報館で公開されているものは、個人の情報登録から初回面談、施設の予約まで全て文章ベースで作られています、図や操作画面ベースで作成いただく方が、利用者にとって分かりやすいと思います。</p> <p>利用者目線でそうした改善をいただくと、利用者数が伸びるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>手引きが文章ベースである点について、国が公開している資料をベースに取り急ぎ作成したこともあり、こうした形式になっています。国において作成しているマニュアルは現行の手引きから改善されていますが、更に補足的に説明が必要であれば、本市においても資料の修正や補足を検討したいと思います。</p> <p>システムが使いにくい点についても、保育現場にお伺いしたり、利用者のアンケート等の機会を捉え、システムに関しても御意見をお聞きしていきたいと考えています。</p> <p>そのうえで、国において対応いただくことが必要になる部分については、必要な意見として国に上げていきたいと考えています。</p>
川北部会長	<p>また御意見や御質問がお有りかと思いますが、時間の都合上、ここまでにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは2つ目の議題です。</p> <p>「保育提供体制確保のための実施計画について」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>&lt;資料2を用いて説明&gt;</p>
川北部会長	<p>それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら</p>

<p>藤本委員</p>	<p>たらお願いいたします。</p> <p>資料2-3の3-(2)に記載のあるいわゆる一時預かり事業の幼稚園型Ⅱのところについて、本日の説明で一定理解はしていますが、ここで示された方針に対して、団体としての力不足を感じています。つまり、様々な幼稚園がこの事業にもっと手が挙げやすいような形にできなかったのかという観点で、京都市だけの責任ではなく、私たちも、もっと手立てがなかったのかと思います。時間をかけてアナウンスした結果、なかなか参加の手が挙がらなかった点は事実で、致し方ない部分ではありますが、結果的には、先行して実施している施設しか今後制度を活用できないこととなり、厳しい状況と捉えています。</p> <p>もう1点、この事業について、これから新たに参加園を募れば、いわゆる2号、3号の子どもの受入数を増やすことになり、実質保育施設を作っていくのと同じである、という理屈は否定できないですが、幼稚園で預かり保育を実施し、新2号という資格で受け入れていた利用分について、そのまま認定こども園移行時に2号の定員が設定できないのはおかしいと思います。新2号の利用者をスライドさせるのだから、認定こども園の移行についても同じ考え方になるはずですが、これまでの幼保推進部会では今回のような理論がなかったのに、今度はそのような理論を提起されるのは残念であると、正直に感じています。これから子どもの数が減少し、各園の経営にとって厳しい時代において、これまで手を挙げなかったが、「手を挙げたい」という施設があったとして、「もう採択できない」というのは残念である、という意見を申し述べたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃることはよくわかりますし、「数が伸びなかったからこの事業は不要」ということでは、当然ありません。</p> <p>実施するかしないかは、それぞれの園の状況にもよると思いますが、必要があるから実施いただいていたものなので、我々としても一切なくすのではなく、少なくとも今事業を実施いただいている施設は続けていただくことが必要だと思っています。提供体制には、その分も見込んで、将来像を考えています。</p> <p>また、皆さん重々御承知いただいているところですが、子どもの数が減ってきている中、待機児童対策からの転換はどうしても必要で、これまでと違う視点で進めていかないといけないと考えています。</p> <p>そうした中で、幼稚園は、建学の精神に基づき、幼稚園教育が実施</p>

川北部会長	<p>されてきたことが特徴であって、本来的に持つ機能だと思っており、そういった流れを汲んで、昨年、市会で市長からも答弁させていただきましたが、私立幼稚園における第2子以降2歳児の保育料無償化も実施することとなりました。</p> <p>今回の話はそれと等価交換というものではないですが、そういった考え方のもと、また、全体的な状況を踏まえての我々の考えとして、御説明させていただいたものです。</p> <p>それでは3つ目の議題です。</p> <p>「京北地域保育所の今後の在り方について」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>&lt;資料3を用いて説明&gt;</p>
川北部会長	<p>それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。</p>
藤本委員	<p>この方向性は致し方ないものと思いますが、皆様も感じられているように、やはり苦渋の決断だと思います。地域から慣れ親しんだ保育所がなくなるということは、先ほどの「接続保育」の手が挙がらないこととは桁違いの寂しさがあり、ここに至ったのは仕方ないとはいえ、これは京都市だけの問題ではなく、国が、教育や保育にもっと本腰を入れて支えていく覚悟がなければ、規模が小さくなったらどんどん切り捨てるという状況になってしまいます。</p> <p>今、京都市も京都府も、学校においても統廃合は当たり前のように行われていますが、規模を縮小していくことの良さというものも、私は絶対あると考えています。地域から学校や保育施設が消えることのデメリットや喪失感をもっと国に訴えていくべきですし、小規模ならではのきめ細やかな教育・保育も可能です。</p> <p>1つだけ気にかかるのは、集団での学びが大切であると何度も強調されましたが、集団での学びを、従来の30人、40人学級のイメージで語るのではなく、ヨーロッパ的な少人数の家庭的な環境や、あるいは縦割りの異年齢交流などの視点で捉えていただきたいと思います。これからの世の中をいきいきと過ごしていくためには、そうしたことが重要です。ぜひ今後、新しい保育所についても、住民の皆様の意見を丁寧に聴取しながら、特色を活かした運営をしていただきたい</p>

事務局	<p>と思います。</p> <p>検討会の中でも、先ほど触れさせていただいた「本園・分園体制」というところで、この「分園」という位置づけにさせていただいたのは、ひかり保育所管内の保護者の方々の中には移住者の方が多く、少人数での保育を望んで移住してきたという方もいらっしゃる中で、再編ありき、統合ありきではないだろうという地域からの御意見等もいただいています。これまでの検討会で喧々諤々議論させていただき、現状では「分園」という形で運営させていただくという方向で、検討会としてまとめていく見込みです。</p> <p>当然、少人数の良さもあることは、我々も認識していますが、3歳児以降、集団の中で友達や周囲の大人と関わりながら、人間として育っていく、自己が形成される、そうした集団での活動の重要性等も含め、公営保育所を所管する立場として、保育士の課長級も検討会に参加し、議論させていただいています。難しい課題ですが、これまでの議論を経てこのような着地点を見出そうとしているところです。何が最適かは、地域ごとに異なるため、しっかりと地域の皆様、保護者の皆様の意見を聴取しながら、進めてまいります。</p>
中野委員	<p>令和3年度から令和7年度までの就学前児童数の推移が示されていますが、今では1桁台になっているような状況です。これは、子どもの数が減少したためか、あるいは子育て世代が京北地域から流出しているためか、どちらが原因であるのかお示しいただきたいです。</p> <p>保育所の再編についても、致し方ないことであると認識し、お聞きしていました。これまでも、皆様、自家用車で送迎されているとのことでしたので、今後、自家用車で遠い場所まで送迎することになるかもしれないので、開所時間や延長保育など、もう少し時間枠を広げていただけるのはありがたいと思います。再編しなければならないのであれば、その分、保育の質を向上させ、京北地域の特色を活かしてアピールしていただき、「再編してよかった」と皆様に思ってもらえるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思います。</p>
事務局	<p>資料3の4ページ「就学前児童数の推移」のところで児童数の推移をお示ししていますが、年々、京北地域自体の人口が減少している状況です。合併当初は、確か6,000人程度であったと記憶していますが、現在は4,000人強程度で、人口減少に加え、流出されてい</p>

	<p>る方々も多いであろうこと、そして少子高齢化の中で子どもの数が減少していること、これらが両輪となって就学前児童数の推移に影響していると認識しており、これは、京都市内の中心部よりも、京北地域において程度的に大きいのではないかと考えています。</p> <p>御意見いただいたとおり、保育ニーズへの対応として、一時預かり事業や時間外保育、そしてこども誰でも通園制度といったものを、今回の再編を機にスケールメリットを活かし、新たなサービスとして付加することで、保育ニーズにしっかりと応えてまいりたいと考えています。また、移住支援にも資するような、京北地域ならではの保育所としての取組も、アクションとして掲げさせていただくことで、京北地域らしい保育所の運営を、地域の皆様の御意見も踏まえながら進めてまいります。</p>
川北部会長	<p>京都市が移住政策を推進されているのであれば、本気で「子育てしやすい地域」を創出していく必要があります。また、他に保育施設が地域にないのであれば、公営保育所がその責務を担っていくべきですので、その辺りも含めて、引き続き検討していただきたいと思います。</p>
川北部会長	<p>それでは、4つめの議題です。</p> <p>「認定こども園等における利用調整について」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;資料4を用いて説明&gt;</p>
川北部会長	<p>この議題につきましては、昨年度の部会で、継続的に検討していきましょうということでもとめさせていただいたかと思います。</p> <p>本件につきましては、杉本委員から事前に御意見を提出いただいておりますので、まず杉本委員、お願いいたします。</p>
杉本委員	<p>認定こども園がどうこうというよりも、市民、すなわち保育園や認定こども園の利用者の保護者の立場に立っての改善をお願いしたい。</p> <p>配布資料（席上配布資料）の1－3を御覧ください。現状の京都市の考え方は、未だに利用調整の緩和には時期尚早というものですが、全く理解できません。申込者が60数名増えました、施設の数が減りましたといった数字と人数を比較し、結果的に潜在的な待機児童が増えているような状況であると御説明され、無理やり利用調整は時期尚</p>

早と主張されているのではないでしょうか。

私の理解としては、利用調整は必要なことですが、保育を必要とする方のポイントで順番が決まり、優先順位が決まるというだけの仕組みです。認定こども園の利用調整を緩和する条件について、前回の部会においても、京都市はその条件を満たしていると御発言がありました。しかし、それを無理やり継続させるための理由として、100件を超える園長に特別に尽力していただき、定員を超過して受け入れることで待機児童を0人に行っていると挙げておられましたが、定員外受入れの理由のほとんどは、例えば、受入人数を少し増やさないと、今いる園児が退園しなければならないといった事情や、あるいは急に申込者が現れたため何とか対応しなければならないという状況で、各園長が1名や2名定員を超過しても受け入れたのではないかと推察します。

それは真の意味で、保育の必要性、すなわち利用調整のポイント上で必要であったか否かというよりも、園長の人情的な部分で利用定員をオーバーしてでも受け入れたものであると認識しています。もしこの認識が違っているようであれば、その数字と理由を御教示いただきたいです。常識的には、決して自ら進んで多くの園児を受け入れたというものではないと思います。

したがって、認定こども園における利用調整は、既に実施可能な状態にあるのではないかと考えています。

そのことをもう少し説明させていただくと、認定こども園の場合、申込者の中から利用調整で順番をつけ、優先順位を決定し、利用調整を行うというものですが、それは決して、希望者全員が入園できるというのではなく、申込者の中で利用調整のポイント付けがされ、順番が決まるということです。

この利用調整を行うのは京都市であり、園長が行うものではないため、利用調整の結果に基づき、入園が決定することになります。

保護者が「望む施設に申込みをしたい」という願望は、非常に重要なことであり、尊重されなければなりません。利用調整のポイントを理由に入園できるかどうかは機械的に振り分けられてしまい、利用したい施設が人気園の場合、自身のポイントが低い場合は希望園を変更しなければならない状況が発生してしまいます。

他の政令指定都市と比較しても、待機児童がこれほど長期間いない都市は多くはありません。実際、京都市内の保育施設の定員割れは非常に大きいです。

本来は、認定こども園、保育園、幼稚園、小規模保育事業所が併存している中、保護者はどの施設を選んでも良い権利を有しているので、自分が望む施設を調べて選択し、申し込むのが、保護者の当然の権利です。

一方で、受け入れる保育施設としても、保護者に望まれて入所してほしいというのが本音であり、誰でもいいから、人数合わせで受け入れます、それでいいですよ、という園はありません。自分たちの園の特色や保育の手法を望んで来ていただくことが一番ありがたいです。

そういう意味で自分たちの日常の保育等を最大限に説明していくし、施設の立場としては、入園するかもしれない、望んでいただいている方の家庭事情も知りたいですし、保護者の考えや入園する子どものことも知ることで、入園後のミスマッチがなくなり、入園後も良い形で保育が進み、お互いの信頼関係が築かれていくものと考えます。

そうしたことから、席上配布資料1－3に記載の御提案を説明させていただきたいと思います。

これは、入園申込に当たり、保護者が希望園に申請手続を行う仕組みの導入を検討していただきたいというものです。

また、京都市においては、保護者は希望園において申請手続を行う仕組みを、認定こども園に限らず、保育園にも適用することを提案します。「まず、認定こども園が先に入園受付を行い、その後に保育園」という形では、京都市の状況からして、決して良い方向には進まないため、足並みを揃えて実施すれば良いと思います。

資料に記載しているのは、4月入園に関することですが、認定こども園も保育園も同じ時期に、10月1日から受付を開始すれば良いというものです。1箇月間、各園は、申請書類を持参して面談に来る保護者と面談して、1箇月経ったら、その受け付けた申請書類をまとめて京都市に提出する。その書類は京都市によって審査され、利用調整、すなわち優先順位が決定される。優先順位を決定したリストを園長のもとへ送る。園長はそのリストに従い、内定通知を発送したり、保留通知を発送するというものです。

最大のメリットは、10月末から11月中旬頃には、4月入園の内定が決定するという事、これにより、入園する方々にとっては、非常に安心できる、ゆとりのある期間が生まれます。

もう一点は、園長から見ると、内定通知を発送した方々の家庭状況、保護者の顔、子どもの顔を既に把握しているということです。そうすると、自身の園で準備すべきこと、例えば、園児の中にアレルギーを

持つ子がいた場合、そのアレルギーに対応できる設備を準備しなければならない、といった対応が可能となります。

あるいは、足の不自由な園児がいた場合、階段に昇降機を設置しなければならない、といった対応も考えられますし、もちろん、保育士のアルバイトを増員し、人員体制を強化して、その成長を支援しなければならない、といった様々な対応が可能となります。数か月の準備期間が確保できるということは、良い環境を創出していくうえで、大変有効です。

今後、園は多様なサービスを提供しなければなりません。今後は多様なニーズに対応し、多様なサービスを提供していくことが、このマッチングにおいて最も良いことです。

多様なサービスとは何か、ということに加えて、質の高い保育を提供すること、これは単に保育時間さえ提供すれば良いというものではなく、例えば、運動に力を入れていく、という特色を打ち出すのであれば、指導者や、様々な遊具準備をしなければなりません。保護者も、「あの園で保育してもらおう」といった形で、希望園に子どもを預けることとなります。

具体的には、アレルギー食についても、あの園なら安心して食事させてくれるはずだ、といったことや、サッカーや体操も実施してくれるので、子どもが非常に元気になる、といったこと、それから、給食はもちろんのこと、朝食や夕食の提供サービスがあれば、出勤が早い、帰りが遅い勤務状況でも、ありがたいと感じることとなり、その園の特色となっていきます。

園長の考え方と、ニーズと、様々な要素が絡み合いますが、保護者がどこを選ぶか、というのは保護者の自由です。その一つ一つに、利用調整という形で京都市が関与する必要はないのではないのでしょうか。

保護者が直接選択するということは、選択した責任が保護者にあるわけで、自己責任のもとで選択しているということになり、一方で園長は、選ばれたら、選ばれた責任を全うするべく、努力しなければなりません。そういう意味で、利用調整における優先順位は、京都市が差配すべきものと思いますが、マッチングは、保護者が調べ、見分して園を選ぶ、という形が望ましいと考えます。

園側としても、対策を立て、また、地域の園としての特色をより伸ばしていく、といった形で、選ばれる園を目指すことで、お互いが切磋琢磨し、より良い保育へと発展していくことに繋がります。

そして、保護者も自らが選択し、自己責任のもとで申請する、という行動が必要となりますが、園としては、内定通知発行の後でキャンセルは困ります。この点については、絶対的な縛りは難しいと思いますが、内定通知を受け取ったらキャンセルはしない、ということをして、申請段階から、一つのマナーとして徹底しておく必要があります。

そうした形で、しっかりと準備してもらい、選んでいただく。そして、それに応えていく園がある、といった形で、そのマッチングは、真にマッチングしていれば、保育環境が良い方向へと進んでいくと考えます。

次に問題となるのは、最初に保護者は望む施設に申し込むと申し上げましたが、ポイントの高い保護者も低い保護者もあり、それぞれが自分の希望する施設に申し込んだ結果、保留となる保護者が発生する場合がありますが、本当に保留となり、宙ぶらりんになる方は発生しません。例えば、これまでの京都市の状況では、400名ほどの潜在的な待機児童がおり、そのうち200名は育児休業中や産前産後休業中の方で、理由は明確です。残りの200名は、特別な施設を望んで待機している方々であるため、「どこでも良ければ絶対に入園できる」という最低保証はされています。

申し込んだ時に、もし第1希望の園に入園できない場合を見据えて第2、第3の希望施設を選んでおくことは、もちろん可能です。第1希望園に入所できない場合、第2、第3希望の施設へ赴き、もう一度その園をよく見て、園長からの説明を聞き、自身の責任で再度申し込む、という流れで、利用園を決めていくことで、入園できないということは生じ得ません。

ただ、希望園へ入園できない人は必ず存在する話で、それがなくなることはありません。自身が選択し、その中でどのような立場にいるのかということも、今、京都市に電話して「どのような状況ですか」と質問しても、そこの担当者が回答する情報しか得られませんが、園長と直接話せば、生々しい現状、子どもに合うかどうか、といった話ができます。

市の担当者は、園の入所可能人数と現状の話を聴取し、それを保護者に伝えるだけで、無味乾燥です。園長が直接保護者と面談すると現実的な対話が可能となります。決定は、京都市が順位付けを行い、決定しますが、ただ、外れたとしても、園長から見れば、入所枠の融通を利かせて1人余分に受け入れる、といったことも可能です。

今のやり方では、園長は9月頃に、来年度4月には何歳児を何名受

吉田委員	<p>け入れるか、という数字を子どもはぐくみ室に提出しています。子どもはぐくみ室はそれを掲示し、電話応対をし、満員や空きの状況を伝えることはできますが、それは本当に保護者にとって重要な情報なのでしょうか？保護者は、希望園へ赴き、園長から話を聞き、自分の子どもの特性も踏まえて、本当に良い形でその子を迎えられる場所を探すことの方が大事だと思います。</p> <p>そして、園は、認定こども園も保育園も、切磋琢磨することで、子ども達をいかに温かく、一生懸命受け入れるということに尽きます。</p> <p>したがって、今の原則、市役所を窓口とする入所申請はやめるべきであると考えます。現行の方法を続けている限り、保育の量から質への道は開けません。</p> <p>大前提として、認定こども園という施設種別においては、施設と利用者との直接契約であるというのが、最大の特徴の1つです。そういう意味で、やはり利用者の希望や選択を最大限尊重するということは、尊重していただきたいと思います。</p> <p>まず初めに、認定こども園制度ができた当初は、直接契約で、利用調整は全く行われていませんでしたが、2015年度のこども・子育て支援新制度導入の際に、政治的配慮で、様々な形で利用調整が導入されたという経緯があります。</p> <p>そのうえで、京都市の状況を考えると、まず待機児童がいない。それから、第1希望の内定者が9割近くもいる。この2つの現実を考えたときに、先ほど杉本委員がおっしゃったが、認定こども園に限って利用調整を外して、優先度が高い方が保育施設を利用できなくなるような事態が生じるということは、考えられないだろうと私は考えています。</p> <p>特に利用調整というのは、指数が高い方が入りたいところへ入るという話ですが、当然、福祉的視点から措置しなければなりません。しかし、指数の高い利用者が排除されるということは100パーセント考えられないと私は思っています。</p> <p>京都市において色々分析をし、もしその可能性があるのであれば、具体的なケースをぜひお示しいただきたい。指数の高い方が確実に入れないという恐れが、利用調整を外すことによって生じるのであれば、それを実際に示していただきたいと思います。</p> <p>それからもう1つは、考え方として、全面的に利用調整を外すというのではなく、例えば2歳児だけに限定して外すとか、あるいは、福</p>
------	---

	<p>祉的配慮が必要な方のために一定枠を空けておくとか、そのような部分的な対応も可能です。一斉に全面実施できなくても、段階的に実施し、試行的に広げていくという発想もあるので、そうした実施手法についても御検討いただきたいと思います。</p> <p>最後に1点ですが、資料4の4ページ、4番目の○のところにある、「現状は、利用調整に余裕があるといえる状況にはない。」という表現は、私は誤りだと考えています。なぜならば、利用定員は、定員が割れている施設が下げているものであり、定員を下げているから、利用に余裕が出ないというのは、論理としておかしい。</p> <p>逆に言うと、定員を下げているということは、施設としては、その前の大きな器を持っていますので、受入余地がある。人材を確保できれば、受入可能であることから、理由として正しくないと考えます。</p>
山田委員	<p>私どもの施設も、他の小規模保育事業所も、他の保育園も同様ですが、施設間で連携を取っています。私どもの小規模保育事業所も、保育園や藤本委員の幼稚園とも連携させていただいており、私も色々な情報を得ることができています。</p> <p>私どもは右京区に施設をおいており、右京区役所子どもはぐくみ室の方と、いつも連携させていただいており、「今は受入枠は0名だけれど、もしかしたら転勤などで空きが出るかもしれない」といったことまで教えてくださっており、大変信頼しています。また、保護者の方々も、色々と悩まれた際、「どうしようか」と、他の施設にも行かれた後でも、お話をしに戻ってきてくださる。他の小規模保育事業所も同様ですが、そういう時には一緒に一生懸命考え、また連携している園にそれぞれお尋ねし、その園との関係で、個別に御相談させていただいたこともあります。</p> <p>そのような形で、いつも保護者の方々も、必ずそれぞれの園へ赴き、事情を話され、その園とも信頼関係を築き、保護者の方と園がアタッチメントを深く築いてこそ、子どもも新しい環境に慣れていけるものです。色々な園へ行って、皆様頑張っておられます。私は、京都市を信頼しており、これからも京都市に利用調整で頑張りたいです。</p>
矢島委員	<p>私どもの園における現在の入園状況を申し上げますと、杉本委員が今御提案されている内容とほぼ近い状況で、ほとんど保護者の希望どおり入園が決定しているのが現状です。</p>

現在の保護者の皆様は、入園に当たり、ホームページを閲覧したり、口コミ情報を聴取したりと、様々な方法で情報収集し、私どもの園に来園されます。来園された際には、保育に関する事項、職員体制に関する事項、保育時間に関する事項、保育内容に関する事項など、かなり詳細な部分まで、質問をきちんと記載して、提示される保護者の方もいらっしゃる。そのような方が、現在は非常に多くなっているのではないのでしょうか。

少子化もあり、自身の就労も含め、どこの園で保育を受けさせるのが最適か、どの園を選択すべきか、といったことについて、漠然と「どこでも良い」と考えている保護者の方は、ほとんどいらっしゃらない。そのような状況で、それぞれの園、希望する園をいくつか訪問し、「私はこの園に決めたい」という形で第1希望を決定されるの方が、おそらく現在では多いのではないのでしょうか。

第1希望を決定された方が、希望した園に赴かれる。私どもも同様ですが、第1希望と私どもに決定された方は、必ず私どもの園に来ていただき、申請の受付、入所申請を行っていただく、という流れです。

ゆえに、ここに記載されている「入園希望にあたり、保護者が希望園において申請手続を行う仕組み」というのは、ある程度、現在では実現できているのではないのでしょうか。

ただ、その中で、京都市は、子どもはぐくみ室に多くの業務を委ねておられる部分もあるので、各区役所・支所の子どもはぐくみ室により、対応には多少の差異はあると思います。

ある時、子どもはぐくみ室へ相談に伺った際、「あの園の園はもう満員だから、他の園にきなさい」といった形で、振り分けられたような経験もあり、そうした対応の差異は担当者によっても様々であると感じています。

したがって、その第1希望園に申請書を持参し、直接施設とコミュニケーションを図る、ということは大変良いことだと存じますので、それをルール化していただくことが良いと考えます。

藤本委員

それぞれのおっしゃることについて、私も一定理解はできますが、それをすぐに実行するというのは、時期尚早と考えています。

今回、京都市が示している、提案の利用調整の緩和をいつ実行するかということも含め、これを実行するか否か、現状の社会情勢に鑑みた時に、課題であるという認識のもと、やはり研究を継続していく、というところが一番重要なのではないかと考えます。

内海委員	<p>杉本委員はそんなに慎重でなくても、すぐに実行すべき、とおっしゃっており、これは資本主義における合理的な考え方であり、それを否定するものではありませんが、保育施設の現場には子どもがいて、保護者がいる、という状況を考慮すべきだと思います。</p> <p>保護者のため、とおっしゃるが、そのような情報を自分でつかみ取り、能動的に入所園を決めることのできる人ばかりではありません。福祉という視点で、均等で平等なサービスを受けるという観点では、行政がしっかりとバランスを取っていくことは、やはり非常に重要なことだと思います。</p> <p>吉田委員もおっしゃっていますが、京都市においては、長年培ってきた保育所・幼稚園の伝統的な関係性を維持したうえで、どのように進めていくのが最適かを研究していく時期には来ていると思います。</p> <p>現状の制度のままずっと継続すべきという話ではなく、私が危惧するのは、資料4-2(3)の定員割れの数です。定員超過の園もありますが、定員割れの園が相当数ある中で、今すぐに提案のとおり実行してしまうと、この定員割れの園数は更に増加します。</p> <p>一方で定員超過の園はどんどん受入数が増加していく。つまり、規模の大きい園、力のある園、余裕のある、いわゆる人的資源が豊富な園はどんどん増加していくが、この少子化の時代において、まるで雪崩現象のように、保育施設が次々と閉園していく可能性が大きくなります。その辺りの危険性やリスクも、しっかりと認識すべきです。</p> <p>そのことは、結局、京都市の子どもたちにとって、計り知れないデメリットであると考えており、行政は真剣に検討すべきであると私は考えます。</p> <p>先ほどの藤本委員がおっしゃられた御意見は、まさに私が申し上げたいと考えていたことです。保育園と認定こども園が集まっている団体としましては、やはり全体を俯瞰し、京都市の子どもたちが、たとえ第1希望の園に入園できなくとも、福祉の観点からしっかりと入園できる園がある、という状況は非常に重要であると考えています。</p> <p>1月30日に京都市から保育利用の内定通知が保護者の方々へ発送され、本日、見学希望の電話が5、6件ありました。中京区の中でも、堀川より東側には、いまだ待機児童がいるような人気園が多くありますが、堀川より西側は定員割れの園もあります。</p> <p>私どもの園も、年度途中で育児休業を終え、途中入園を希望される方が多いため、定員を大きく減らすことなく運営しており、4月時点</p>
------	---

での空き枠はありますが、泣きそうな様子で電話をかけてこられ、本日も1名、来園されました。

見学日は決めておられますと御説明しても、どうしても、と。お昼寝の時間帯ですので、寝ているところしか御覧いただけません、と申し上げても、それでも見学に来たい、とおっしゃって来られている状況を見ると、この1月30日の結果発表では、保護者の方々への就労支援になっていないのではないのでしょうか。11月末頃には結果が判明し、早く次のステップに進めるような支援をしていただきたいと思います。

また、年度途中の入園については、必ず保護者の方が直接書類を子どもはぐくみ室に持参しなければならない、というルールになっていますが、疑問に感じています。第1希望であれば入園できる、とは限りませんが、第1希望の園と話をし、保護者の方が書類を持参され、お仕事もされている方であれば、なぜ園が書類を提出してはいけないのか、と以前子どもはぐくみ室に申し上げたことがあります。

しかし、「直接持参するか、郵送であれば受け付ける」と頑なで、私どもとしては、園が書類を提出するのと何が違うのか分かりません。私どもは就労支援も含めて対応しているので、こういった点については改善していただきたいと思います。

年度途中でも、第1希望の園に書類を持参し、第1希望の園が提出する、という形であれば、保護者の方も入園できるか否かは別として、安心されるのではないかと思います。

私どもの園は認定こども園ですが、新2号認定から、育児休業を終えて就労された場合、通常の2号認定へ変更してほしい、と園から申し伝えていますが、その場合も、新入園扱いとなるため「役所に直接持参してください」と区役所の子どもはぐくみ室の職員は厳しく、この点も以前申し上げましたが、京都市の方針で決定されているとのことでした。

時間変更や、保育園から様々な書類を保護者へお渡しする、といった支援はしていますが、認定変更、すなわち新2号から2号への変更などの手続は、園が代行しても良いのではないかと思います。なぜそこまで頑なに「保護者が直接持参しなければならない」という決まりになっているのか。この点については、御検討いただきたいと思います。

杉本委員

内海委員がおっしゃったことは、私も全く同感で、行きたいところ

丸橋委員	<p>に保護者が書類を持参する、そして、そこでコミュニケーションも図ることができる、ということです。</p> <p>したがって、それを子どもはぐくみ室に持参することには何の意味もありません。後から、園に書類を回してもらえば良いのですから。そういう意味で、園を保護者とのコミュニケーションを図るための場として活用すべきではないかと思えますし、保護者の選択権の行使と、選択したという責任の所在も明確にすることにも繋がります。</p> <p>藤本委員は京都市はとても良いところだ、とおっしゃり、このまま研究を続ければ良い、とのことですが、研究している間に、京都市の保育施設は困窮すると考えています。</p> <p>希望園に入園したい、という保護者の願いは、どの保護者も同じであり、まずそれを実行すべきです。そうすれば、今、内海委員がおっしゃったが、入園できないかもしれない、と思えば、そこを第1希望として提出せず、提出する場所を変更できます。</p> <p>現状では、人気のある園からそうでない園へと、だんだんと利用希望者が流れていくことが起こり、切磋琢磨してもらうための環境整備となります。</p> <p>藤本委員は、あまりに気が長すぎます。今、藤本委員の慎重に研究する意見を採用すれば、この状況は本計画期末の令和11年度まで継続してしまいます。あと4年、5年もこのまま進めば、どうなるか。</p> <p>廃園休園する園が出てくれば保護者も子どもも園も大変なことになります。ここで、川北部会長が全てが非常に重要だ、とおっしゃるだけでは何も進みません。</p> <p>私、少々皆様の意見とは異なりますが、保護者からの相談を受ける中で、残念だと感じる場合があります。</p> <p>「どうしても働きたいから」という理由で、保育園を第1希望として申込を提出したものの、本心では「この幼稚園に」といった思いを抱く方も多くいらっしゃる。そうした保護者の皆様や妊娠中の方がどうしたら良いのかと悩んでおられ、地域により各施設種別の偏りがある状況で、もう少し幅広く、認定こども園がどんどん増えていけば良いのに、と私は強く願っています。</p> <p>子どもの人権尊重の観点からも、様々な意味で保護者の立場も変化し、会社を退職したり、妊娠したり、介護をしたり、といった状況がありますが、子どもには、やはり園に入園し、そこで伸び伸びと成長してほしいと思います。</p>
------	--

	<p>京都市には、公立の認定こども園が1つもない。子どもの一生の土台となる部分を、どのように教育・保育で支えていくのか、という観点から、今後も皆様がこのように議論を重ねていくことを期待しています。</p> <p>私が一番懸念しているのは、「2人目は諦めます」といった状況が生じることです。2人目の子育てをしやすい環境とは、利用している園が非常に支援してくれる、という状況ですが、例えば、先に保育園に入園させていたものの、保育園から保育園への転園ができないため、仕方なく幼稚園への転園を検討している、といった声も耳にします。</p> <p>京都市という、全国でもトップクラスに教育環境が素晴らしい地域で、山田委員やその他の方々が本当に地域で連携してくださっているからこそ、この少子化の中で、子どもの奪い合い、営利目的での子どもの奪い合いをされる園長先生から冷たい対応をされた、といった相談を保護者から受けることがあるのが残念です。京都市には本当に良い環境を維持できるよう努力していただきたいと思っています。</p>
矢島委員	<p>利用調整について、ちょうど1年ちょっと前のこの幼保推進部会で議論し、また同じことを繰り返しているような気がします。</p> <p>前回、時期尚早であるし、これから検討していこう、という結論で終わったと思いますし、今回もそのような結論になるかと思いますが、1年経過すると、また振り出しに戻っていくような状況になる可能性を危惧しています。</p> <p>この幼保推進部会で、皆様の御了解を得て進めていくことになっており、この議論をもっと深めて、最善の着地点を見出すのが一番望ましいと考えていますので、部会の開催回数を増やしていただきたいと思います。</p> <p>私どもの園は該当していないが、以前、定員を減らす際、何年間か待機児童がいない地域限定で実施された経過があるとのことでした。私自身は存じ上げないが、そういった地域限定で、何年間か待機児童がいない地域については、という形でも良いと思います。</p> <p>地域限定で、限定的に実施することを検討することも可能であると思いますので、部会の回数を重ねていただき、皆様の意見を集約していただきたいと思います。</p>
川北部会長	委員の皆様、ありがとうございます。同じことの繰り返しではなく、

事務局	<p>一つ一つの積み重ねによって、より良いところにたどり着けるように、というようには考えておりますので、事務局の方もよろしく願います。</p> <p>それでは、この件で色々と御意見が出ましたので、もし事務局の方で「これは誤解だから訂正したい」とか、「ここは回答できる」という点がございましたら、願います。</p> <p>貴重な御意見を様々な立場からいただき、私どもとしましても大変参考になるところが多くあります。</p> <p>個別の事項すべてには触れられませんが、皆様からいただいた御意見の中で、共通的な視点として、「全体的にスケジュールを早められないか」という点がありました。</p> <p>これについては、確かに早めることのメリット、すなわち早く決定することで、保護者の方々が翌年度の準備を早く進められたり、施設側も体制を整えられたり、といった良い点があることはメリットであると思います。</p> <p>一方で、現時点でも約5か月前には申込みを完了しなければならないということもあり、これが早まると、月齢の低い乳児など、保育利用が決定しないうちに締切が到来してしまう、といったデメリットもあるため、良い点、悪い点を含め、そのバランスを図っていく必要があると考えています。</p> <p>また、吉田委員がおっしゃったように、皆様に御納得いただくためにシミュレーションのようなものが必要ではないか、という御指摘はごもっともであり、昨年はそういったことを模式的にお示ししましたが、今年は状況が変わらないということもあり、改めてシミュレーションをやり直していません。</p> <p>しかし、矢島委員からも御提案いただいたように、今後、回を重ねて検討を進める中で、そういった要素も提示しながら、具体的な説明を行い、皆様に現状がより分かりやすいような形で御説明していけるよう努めてまいりたいと思います。</p> <p>もう一点、皆様の御意見を伺い、皆様が共通して大変重視されていると認識したのは「見学の重要性」です。</p> <p>本市もその重要性については認識しており、事前にしっかりと園と話し合い、園の状況を把握することは、各施設側にとってのメリットであるとともに、保護者にとってもメリットがあります。また、入園してから「思っていたのと違った」といった理由で内定を辞退された</p>
-----	--

	<p>り、すぐに退園されたりするといったことは、利用調整に尽力している各区役所・支所の子どもはぐくみ室から見ても、非常に残念なことです。</p> <p>内定辞退に対しては、減点ポイントを設けるなどの対応をしていますが、そもそもそのような事態が起きないようにすることが一番重要であり、それを実現するための一番の処方箋は、見学に行くことかと思えます。これは、利用調整の緩和を行うか否かという問題とは別次元の問題として、取組をきちんと実施してまいりたいと思えます。</p> <p>現時点でも、申込書類の中に、「事前に見学に行きましたか」というチェック欄を設け、見学の有無をチェックするようしており、見学をしていないまま区役所・支所に書類が提出された際には、「見学に行ってください」と伝えるよう指示していますが、より徹底して、子どもはぐくみ室にその重要性について伝えてまいります。</p> <p>そういった点も踏まえ、今後も御意見を賜りながら、方向性について検討してまいりたいと思えます。</p> <p>京都市の保育、幼児教育を今後どのように進めていくか、ということについて、やはり時間を掛けて、様々な立場の委員の皆様と議論を深めていきたいと存じます。</p>
川北部会長	<p>本日の議題は以上となりますが、伊佐委員、何かお気づきの点がございましたら、最後に大変恐縮ではございますが、お願いいたします。</p>
伊佐委員	<p>私どもの園は令和7年度に認定こども園になりましたが、私はこの会議に、本当に勉強させていただくことを目的に参加させていただきました。</p> <p>言葉一つ分からないことばかりで、提出する書類一つにしても、難しいと感じるところがあります。保護者にとっても「これは何のこと?」、「2号って何?」、「1号って何?」と、説明はさせていただいても、提出する書類も、やはり保護者にとっても分かりにくいことが多く、行き違いもよくあった1年でした。</p> <p>私どもの幼稚園を希望して来園された方は、全員、入園していただくことができたものの、やはり色々と御紹介いただく中でも、非常に遠いところにお住まいの方が希望してくださり、「ここが良い」と勧められた、といった方もいらっしゃる。しかし、そういったお子さんは、非常に長い時間、園バスに乗って通園してくださる、といった</p>

<p>川北部会長</p>	<p>こともあり、誰でも「良いですよ、良いですよ」というのも、お子さんの立場からは少々難しいのではないかと感じました。</p> <p>喜んで通園してくださっていますが、お子さんにとって、往復で1時間以上バスに乗るといのは、本当にかわいそうであるとも感じます。そのような点も、認定こども園の難しさというか、やはり働く保護者にとっては、「遠くてもそこへ通わせたい」というお気持ちもあるかと思いますが、そのような様々な側面を、この1年間で強く感じました。</p> <p>しかし、本当にこの場で勉強させていただき、大変ありがたかったです。皆様が意見を出し合い、京都市の幼児教育保育がより良い方向へ向かうことを心から願っています。</p> <p>はい、ありがとうございます。 それでは、事務局に進行をお返しいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>川北部会長、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましても、大変お忙しいなか、長時間にわたり、誠にありがとうございます。事務局側の説明も、もう少し簡潔にできたら、と思う部分も正直ございますが、一つ一つが重要な議題でもございましたので、御容赦いただければと存じます。</p> <p>最後になりますが、今、伊佐委員からもまとめのような御発言をいただきましたが、皆様の現任期は今年度末まででございます。来年度は、委員の改選が予定されており、引き続き御世話になる方もいらっしゃるかと存じますが、このメンバーで部会において御議論いただくのは、今回が最後になるかと存じます。</p> <p>これまでお忙しいなか御出席いただき、様々な御意見を頂戴し、誠にありがとうございました。</p> <p>ただ、皆さま方とは、この部会の場に限らず、率直な意見交換を行っていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回幼保推進部会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。</p>
<p>伊佐委員</p>	<p>&lt;部会后、共有いただいた御意見等&gt;</p> <p>議題1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について</p>

<p>藤本委員</p>	<p>子どもの育ち、保護者の心身の安定のために素晴らしい制度ではあると思いますが、現場で働く幼稚園教諭として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢・月齢の差が大きい子を一度に預かるのは難しい</li> <li>・日によって利用者数が異なると、対応する職員の確保が大変</li> <li>・子どもと先生の信頼関係を結んで保育していくために、預かる子どもの人数を安易に増やすことがよいことだと思えない</li> </ul> <p>という意見を持っています。</p> <p>議題2にも関連していますが、子育て支援が一番優先されるべきですが、教職員、保育士支援の充実も今後必要だと思います。</p> <p>議題1 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る子ども・子育て支援事業計画の変更について</p> <p>○導入システムに関する意見</p> <p><b>【実績管理担当者側の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期利用予約時(代理予約)、登園ではクラス単位(数名)での予約をするので、可能ならばクラス人数(個別)を選択して一括で予約ができるよう改修を希望します(現時点では、一人一人を選択して人数分同じ作業を行っているため、時間を要します。)</li> <li>・利用実績の訂正等の対応を依頼する時、問い合わせ窓口が市区町村ではなく国になるため、回答までに時間を要し、迅速な対応が難しい。(メールでの対応も同じ)</li> <li>・利用者の予約時間単位の設定が30分刻みであるため、15分単位の予約を希望する利用者がいた場合、現行システムでは対応できません。</li> </ul> <p><b>【利用者(保護者)側の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初の登録時に入力する項目が非常に細かいので、煩わしさを感じます。</li> <li>・利用開始前から、システム上多くの個人情報の入力を求められることに不安を感じるため、利用する施設に個人情報を知らせる方が安心です。</li> <li>・利用実績を入力するために、QRコードからシステムにアクセスすると、毎回ワンタイムパスワードを要求され、手間がかかります。</li> </ul>
-------------	--